

平成24年度 第3回 芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会会議録

日 時	平成24年8月28日(火) 午後13時30分～
場 所	芦屋市保健センター
出席者	<p>委員長 立花 久大(兵庫医科大学病院教授)</p> <p>副委員長 野田 京子(芦屋栄養士会 会長)</p> <p>委員 溝井 康雄(芦屋市歯科医師会 監事)</p> <p>進藤 昌子(芦屋市民生児童委員協議会副会長)</p> <p>里村 喜好(芦屋市社会福祉協議会常務理事兼事務局長)</p> <p>上坂 泰代(芦屋いずみ会 会長)</p> <p>福永 公子(芦屋市老人クラブ連合会 副会長)</p> <p>波多野 正和(芦屋市商工会 事務局長)</p> <p>岡野 東子(市民)</p> <p>土居 郭子(市民)</p> <p>美濃 千里(兵庫県芦屋健康福祉事務所健康参事兼地域保健課長)</p> <p>北野 章(教育委員会学校教育課長)</p> <p>津村 直行(保健福祉部参事)</p> <p>事務局 北口 泰弘(保健福祉部健康課長)</p> <p>瀬戸山 敏子(保健福祉部主幹(保健担当課長))</p> <p>田中 佐代子(保健福祉部健康課主査)</p> <p>山田 映井子(保健福祉部健康課技師)</p> <p>辻 彩(保健福祉部健康課技師)</p> <p>牧田 知子(保健福祉部健康課技師)</p>
欠席者	須山 徹(芦屋市医師会理事)
事務局	保健福祉部健康課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 次期計画に向けた現状課題について
- (2) 次期計画の骨子について
  - ・計画の基本的な考え方
  - ・統計等データ
- (3) その他

2 会議資料

- 資料1 芦屋市健康増進・食育推進計画 次期計画に向けた課題・着眼点(論点整理表)
- 資料2 第2次芦屋市健康増進・食育推進計画の計画骨子(案)(目次構成・計画体系)
- 資料3 第2章芦屋市の現状

### 3 会議経過

【事務局北口】定刻になりましたので、第3回芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会を開催させていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

【立花委員長】それでは議事に入ります。

(1) 次期計画に向けた現状課題について、事務局から説明をお願いします。

【事務局瀬戸山】(資料1・次期計画に向けた課題・着眼点「健やか親子21」について説明)

【立花委員長】ありがとうございました。全体を通じてご意見ご質問はありませんか。

【里村委員】内容に関してではないですが、ある医師が一食でよいという説を唱えている本を出されているのですが、それに関してはいかがでしょうか。また、地産地消ということが食育絡みで言われますが、それに関してはいかがでしょうか。

【事務局瀬戸山】地産地消に関しては、食育推進の食文化の継承の中で出てくるかと思えます。また、一食でよいという話は、どのような方を対象にされたものでしょうか。

【里村委員】私もその本を読んでいませんのではっきりわかりませんが、一食が健康長寿の秘訣ということで、南雲という名の医師が本を出し、静かなブームだということです。対象年齢などもあるかと思えます。

【事務局瀬戸山】バランスも関係するかと思えます。

【立花委員長】マタニティクッキング教室の参加者が減少していますが、その理由はニーズが多様化しているということでしょうか。

【事務局瀬戸山】はい。今は働いているお母さんが多く、妊娠届け出のときに職業欄に「主婦」と書かれる方は非常に少ないのです。ですから、妊娠して知識は欲しいのだけれども、大変忙しく平日の料理教室には参加しにくいということだと思います。ここには表記しておりませんが、逆に、土曜日開催のプレ親教室のパパ・ママ教室や沐浴教室など、ご両親に参加していただくものに関しては、参加しやすいという点で大変喜ばれております。このマタニティクッキング教室に関しては、妊娠期に一番バランスのよい食事内容を紹介して、それを基本として家庭の食育を広げていただこうという意図もありますので、ニーズの多様化ということで、土曜日開催すれば参加が増えるのかという検討もしていく必要があるかと思えます。

【立花委員長】ニーズが多様化してきているというわけではなく、平日は参加しにくいということですね。

【事務局瀬戸山】はい。内容的なニーズの問題ではありません。参加された方のアンケートを見ますと、大変参考になりよかったという評価はいただいております。参加者数が少ないということで、平日より土日に開催したほうがよいのかと考えているということです。母子手帳の交付時にはほとんどの場合、母親ご本人が来られますので、その際に短時間でも、展示してある妊娠時の食生活のフードモデルを見ていただいたり、テキストをお渡ししたりすることも考えております。

【立花委員長】参加人数が低迷しているのは、開催曜日のためだということですね。

【津村委員】社会教育でも、公民館などで妊娠期の母親を対象とした教室を、今もやっていますか。以前、参加が少なかった理由の1つに、かかりつけ医の産婦人科でその

ような栄養指導があり、あえて他の教室に行かなくてもよいということを言われました。

【事務局瀬戸山】かかりつけ医で教えていただいていることは省いて、ここでは実践としての調理実習を行います。かかりつけ医では、実習まではなかなかできませんので、市として何が必要かと考えて実践しているということです。

【立花委員長】曜日が問題なのか、内容が問題なのかということです。

【津村委員】昔から講習会などの参加は少ないのです。以前は国が補助金を出して、講習会を開催していました。一方、子どもを出産したあとの幼児教育となると、参加が増えてきます。

【事務局瀬戸山】保健センターの母子保健の最初のステップとして、20年来このマタニティクッキングをしていますが、開催当時は参加者が非常に多かったのです。市民センターの料理室を借りて行っておりましたが、参加者でいっぱい状態でした。専業の主婦が多かったからかもしれません。時代が変わり、仕事をもっている方が増えたということが理由として考えられます。

【立花委員長】妊婦の人数が減ってきているのであれば、やる必要がないということになりませんか。

【事務局瀬戸山】食育のところでも出てくるのですが、今は、食をつくるのではなく、選ぶという感覚になるほど、多くのお惣菜が売り場を占めていますが、やはり基本は理解していただけないといけないと思います。食は一生の問題ですから。

【立花委員長】知っているというのは、他で習って知っているということではないのですか。

【事務局瀬戸山】そのあたりの分析はまだ進んでおりません。そのご指摘を、アンケートなどを通して検証していきたいと考えております。できたものを買ってバランスよく摂れているので必要ないと考えて参加されていないのかどうかということです。

【立花委員長】「対象のニーズが多様化している」というところの、ニーズの意味が分かりにくいと感じます。

他にご質問等ございませんか。

【進藤委員】3ページ、思春期10代の薬物乱用のところですが、このような内容については子どもたちは結構知っているということですが、学校としては保健体育の授業等で、薬物乱用の怖さを取り上げているのですか。

【北野委員】学校の授業の中に入っています。保健体育の授業で扱います。

【進藤委員】どの程度取り上げられていますか。乱用した場合の怖さを伝えるものとして、写真なども載っているのでしょうか。

【北野委員】教科書に載っている内容はたいしたものではありませんが、薬物乱用教室というものを、警察や薬剤師会等のご協力を得て、必ず実施しております。小学校では大体年に1回は行っています。

【進藤委員】私がとても気になるのは、よく警察24時というようなテレビ番組等で、ミナミへ行ったら手に入るというような情報が流れることです。そのような番組を見て、興味本位でそこへ出かけて行き、薬物乱用者と扱われてしまうというように、安易に行動してしまうこともあるかと思っておりますので、テレビではそのような情報は流してほしくないと思います。

【北野委員】どういう形で薬物が入ってくるのかということは、薬物乱用防止教室で注意する点を説明しています。今はインターネットでもいろいろなものが手に入る時代

です。脱法ハーブも身近に手に入るような情報もあります。子どもたちへの情報という点では、インターネットの情報は一番怖いと考えております。インターネットの怖さはそれ以外にもありますが、学校での注意はインターネットでおかしなサイトへアクセスしないということを中心に強く訴えています。

【進藤委員】身近にあるシンナーについてはいかがですか。

【北野委員】今はほとんど聞かないです。少なくとも芦屋市の報告の中ではあまり聞きません。

【進藤委員】ありがとうございました。

【美濃委員】3ページの小児医療の充実のところですが、小児救急の今後の今後の課題と着眼点で、子どもの健康状態は急変しやすいので小児救急医療体制の整備と、保護者の啓発ということをお話では言われました。啓発のためのマグネットの配布を4か月健診の際に行う推進事業については、今年が3年目になりました。県が予算を出して行ってきましたが、途中から市の方と一緒に活動させていただき、25年には予算的にも事業が終わりますので、みなさんに活用していただくという形で引き継いでいただき、発展的にしていただけたらよいと県としては考えております。マグネットの配布で、保護者の方にどれくらい適正な受診をお願いできるのかという効果の評価が難しいというお話もありましたが、開催させていただいているところではアンケートを実施していますので、健診会場でもご説明いただき、難しいですが、どれくらい意識が変わられたか検証していければよいと考えています。県の事業のアンケートについて途中結果のものもここに反映していただければよいと思います。可能な範囲で結構ですので、資料として挙げていただきたいと思います。

【立花委員長】いかがでしょうか。

【事務局瀬戸山】医療推進の事業は今年度で3年目になり、今年度で終了ということですか。

【美濃委員】はい。25年度は各市で取り組んでいただけたらよいと位置づけになっております。

【事務局瀬戸山】その効果を示すアンケートがあるということですか。

【美濃委員】そのお知らせがしていないということであれば、こちらの問題ですので、担当に伝えます。保護者の方の意識の変容をアンケートで調査しております。

【里村委員】3ページで小児救急医療の維持が必要と言っていますが、今、小児救急医療はどのような体制になっているのですか。

【北口委員】休日については芦屋市休日応急診療所で、夜間については医師会の会員で輪番制となっております。その日によって内科だったり外科だったり医師の専門が変わります。特に小児科の医師が担当することにはなっていません。ですので、阪神南圏域の西宮、尼崎、芦屋の中で夜間については対応しているという状況です。また、芦屋病院には二次救急の受け入れをさせていただいております。阪神南圏域の小児科の患者さんも受け入れていただいております。

【立花委員長】他にご意見等ございませんか。

【岡野委員】芦屋病院で二次救急をしているとか、どの専門の医師が常勤されているかということは、私どもは全くわからない状態です。電話で相談したりするとしても、一瞬の判断が遅れると大変なことになりかねないので、一覧表にさせていただくことはできませんか。

【事務局北口】当番医に関しては広報紙に載せておりますし、ホームページにも出しており

ます。新聞にも出していただいているはずです。

【岡野委員】それは休日に関してですが、月から金の夜間についての医師の専門はわかりませんか。

【事務局北口】夜間については、芦屋市の場合、一次救急は南芦屋浜病院が受け入れをしております。

【岡野委員】一般の方は、一次救急と二次救急の区別ができないと思います。

【事務局北口】実際には、二次救急というものは、各医院等からの救急ということで、特に公表はしておりません。通常は一次救急に来ていただき、そこで入院や検査が必要ということであれば、病院の指示でそこから二次救急にまわるといった形になります。夜間の一次救急の受け入れは南芦屋浜病院だけとなっておりますが、毎週金曜日の準夜帯だけ、市内の先生に受けていただいております。金曜日も深夜帯になりますと南芦屋浜病院での受け入れとなります。

【岡野委員】日曜祝日はよく見かけます。

【事務局北口】日曜祝日に関しては芦屋市の場合、休日診療所だけになります。また、休日・夜間の耳鼻科、眼科については、阪神間の6市1町で実施しております尼崎医療センターへ行っていただく形となっております。

【岡野委員】ネットですぐに調べることはできると思いますが、中には調べることができない方もみえますので、利用時間なども一覧で見られるものがあればよいと思います。

【事務局北口】広報紙には毎月載せております。

【事務局瀬戸山】それに加えて、「こんにちは赤ちゃん訪問」というものを対象の全戸で実施しており、その際にお渡しする芦屋の育児ガイド「あいあい」の中でも、救急医療について載せてありますので、赤ちゃんをお持ちの全家庭にあるという状況です。それも利用していただきたいと思います。

【事務局北口】夢推進事業ということで、マグネット版をつくっていただき、その中には救急の情報を載せて、配布しております。

【北野委員】思春期保健の充実で、受動喫煙防止条例の本格実施に向けて防煙教育というものがありますが、防煙教育の中身については、学校で行なう防煙教育という意味でしょうか。受動喫煙防止条例の内容はわからないのですが、対象者となるのは喫煙する側ですね。煙を出す方への教育なのか、そのような場所に近寄るなどという意味なのでしょうか。この主体がわかりづらいと感じます。

【美濃委員】受動喫煙防止条例はすでに制定されていまして、罰則等の準備として業者さんへの分煙の補助なども始まっています。制定はされていて、施行は来年の4月からということ。罰則については順次段階があり、4月からのもので秋からのものに分かれていると思います。今のご質問にありましたように、煙を吸わない権利を具体化する条例ではあります。防煙教育というものは若干違ってくるかもしれません。子どもたちへのタバコの害とは切り口を全く分けておられる立場の方もおられますが、立場を受動喫煙にだけおきますと、どちらも健康面、経済面を含めても、喫煙に係る害は多く挙げられていますので、社会全体で煙をなくしていくということで、喫煙をしないことが望ましいということを啓発していくことが大切だという認識をもっております。この防止条例が本格施行される前においても、今年度中でも児童生徒に対する10代への防煙教育も引き続き積極的に取り組むという姿勢でおります。表現の違いはありますが、喫煙の煙による

健康面やその他の社会的な損失に対して取り組んでいくということです。

【北野委員】受動喫煙は防止条例とは関係ないということですか。

【美濃委員】いいえ。受動喫煙に関して防止条例をとということです。

【北野委員】自分の喫煙だけでなく、煙のある環境の中にいることで健康を害することがあるということ子どもたちに教えるのが防煙教育であると思います。思春期の保健対策として、タバコを吸わないことを前提に、吸わなくても煙の充満している環境の中では吸ったことと同じとであるということをし、きちんと教えていくことが、防煙教育ではないのではないですか。

【立花委員長】全部含まれるのではないですか。話をお聞きしていたらそのように感じましたが。

【津村委員】受動喫煙防止条例というものはどちらかというと喫煙者が喫煙する場所を制限するようなことではないでしょうか。ですから防煙教育の実施というものは、条例そのものとは意味合いが違うのではないですか。

【美濃委員】先日、受動喫煙防止条例ができたことに関連して、県が関係しているある団体が講演会を行いました。その際に、スモークフリーで社会にやさしいまちづくりということで、吸わない吸わせない環境設備や規定を挙げますと、喫煙を認めるのかという有識者のご指摘がありました。物理的な環境を整備してしまうと、それが前提となり、そこでは喫煙できるということになってしまいます。将来的にはこの条例も育てていき見直してくださいというご助言をいただきましたが、語彙にいろいろな意味合いがあり、使い方で様々な解釈となります。いろいろな攻め方があるということで、子どもたちを対象にしたときはまずその害について認知していくということで、受動喫煙防止対策の意義を説明するという狭い使い方ではなく、もう少し広い意味での使い方をしているのではないのでしょうか。いかがですか。

【事務局瀬戸山】防煙教育はもう少し範囲の狭いところ、思春期の子どもたちに対しては広い意味で使った方がよいのではないかというご意見ですね。

【津村委員】受動喫煙本格実施に向けてやるもではないということです。防煙教育という言葉の意味がわかりづらいのだと思います。例えば現行計画では喫煙防止教育という言葉を使っていて、それをあえて防煙教育という言葉に変えるということですが、その言葉の意味が非常にわかり難いということです。

【立花委員長】防煙教育という言葉はどこかで確立された言葉なのですか。

【美濃委員】県のほうでも、受動喫煙防止条例に関する施策の中に「従来通り防煙教育は続けていく」という表現があります。

【立花委員長】受動喫煙、能動喫煙と細かく言うとなかなか難しいので、全て含めて防煙教育と言えばよいのではないのでしょうか。ここであまり議論してもしょうがない気がします。

【事務局瀬戸山】喫煙防止教育という狭い意味ではなく、煙をなくすという大きな捉え方をしていくということです。

【立花委員長】それでは、次期計画に向けた現状課題「いきいき暮らす元気計画」について説明をお願いします。

【事務局瀬戸山】(資料1・次期計画に向けた課題・着眼点「いきいき暮らす元気計画」について説明)

【立花委員長】10までのところで、どなたかご意見等はございますか。

【土居委員】8ページで、歯間部清掃用具を使用する人の割合50%以上、使うことを目標にされているかと思います。私は、かかりつけの歯科に月に1度か2ヶ月月に1度、歯と歯茎の定期検診に行きますが、歯間ブラシを使うことで余計に歯と歯の隙間を開けてしまい、ものが詰まりやすくなるという悪循環があるので、使うとしても週に1回程度で、毎日使う必要がないと言われました。このように歯間ブラシを使いましょうと書いてあれば、市民が目にしたときに使うことがよいことだと考えられると思いますが、いかがでしょうか。使う頻度も付け加えたほうがよいのではないのでしょうか。

【溝井委員】使っていることは当たり前で、健康日本21で2000年からの目標指数が国から出ていますが、先生方が発表したエビデンスに基づいて使った方がよいということが発表されています。歯周に関しては当たり前のように教育されています。補助的清掃用具としての歯間ブラシやフロスが開発されています。その一番の目的は、口腔内の細菌を減少させようということです。歯の清掃ではないのです。以前、ラジオでお話させていただきましたが、口腔内の細菌の減少が口腔ケアです。そのような自覚を持てば、歯と歯の間の食べカスをとるだけでなく、そこに細菌が繁殖するのを防ぐために掃除するということです。歯間ブラシを使ったことで骨が耐蝕するということは絶対にありません。もともと骨に歯肉をくっつけてやるというのがマッサージです。

【立花委員長】結局、毎日使った方がよいということですね。

【溝井委員】私も毎日使っています。

【立花委員長】他にはご意見等ございませんか。

では、次期計画に向けた課題・着眼点「食育推進計画」について、説明をお願いします。

【事務局瀬戸山】(資料1・次期計画に向けた課題・着眼点「食育推進計画」について説明)

【立花委員長】ご意見はございますか。

【北野委員】11番で、市民アンケート調査から見られる現状の中で、朝食を毎日食べる方の割合が90.5%とあります。また、下のほうに朝食欠食者が10.2%とありますが、この2つの結果は矛盾しませんか。90.5%というのはこの調査とは別の健診の際の調査結果だということですか。両者を足すと100%を超えてしまいますが。

【事務局北口】今回の市民アンケート結果では89.3%で、90.5%というのは健診のときにとったアンケート結果です。

【北野委員】では別ものだと考えればよいということですね。

もう1点、14番のところ、食に関する指導体制の確立とありますが、食育というものは小学校だけが行っているものではなく、中学校でも行っております。両方で食育の推進計画をつくって行っております。小学校だけに給食があり食育が充実しているというイメージが先行しがちですが、中学校の食育は家庭科の授業が中心になりますが、両方で行っているということを強調してください。

【事務局瀬戸山】給食とつながりやすいですね。両方で行っていることを強調します。

【北野委員】最初のページに弁当作りを、という話がありましたが、栄養価を考えて自分にあつたに栄養バランスのとれた弁当をつくりましょうということで、計画をたてることから行いますが、これも立派な食育の授業です。ぜひ、中学校での食育に関する記載も入れてください。

【事務局瀬戸山】わかりました。

【立花委員長】他にはご意見等ございませんか。

では、次期計画の骨子について、説明をお願いします。

【事務局北口】(資料2・次期計画の骨子(案)について説明)

【立花委員長】ただいまの説明についてご質問等ございませんか。

【里村委員】また、5ページの次期計画の一番右端から2つ目に、コミュニティスクールの運動習慣者についての記載がありますが、「運動習慣者」という表現はいかがでしょうか。

【事務局北口】「運動を習慣にする人」という表現のほうがよりよいかと思えます。

【立花委員長】では、その他として何かございますか。

【津村委員】課題整理はするのですか。

【事務局北口】課題の整理については、第4章、第5章、第6章の中で課題を挙げ、それぞれについて整理していくという方針です。

【立花委員長】他にはございませんか。

では、これで第3回芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会を閉会いたします。次回の開催についてお願いします。

【事務局北口】次回は10月中旬を予定しております。10月16日の火曜日になるかと思えます。

次回は、ある程度この骨子に基づいた計画の素案という形を完成させていきたいと考えておりますので、それについてのご意見をいただきたいと思えます。本日はありがとうございました。

< 閉会 >